

教私第1077-63号  
平成28年6月9日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園・認定こども園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

標記について、文部科学事務次官から通知がありましたので、お知らせします。

本通知のうち、私立学校の教職員は、地方公務員法や教育公務員特例法の適用はありませんが、公職選挙法第137条（教育者の地位利用による選挙運動の禁止）は私立学校の教員にも適用されますので、所属教員への周知徹底をお願いします。

また、選挙権年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、高等学校等の生徒の政治的活動等については適切に対応いただくとともに、政治的教養の教育に当たっては、学校の政治的中立性の確保に留意いただくようお願いします。

本通知の全文については大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

お問い合わせ先

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 瀬藤（06-6941-0351 内4817）

幼稚園振興グループ 中村（ // 内4860）

総務・専各振興グループ 石橋（ // 内4861）